

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案, 防衛施設庁, 未完成プロジェクト, 対沖縄国会対策, 米国議会, 基地提供反対運動, 野呂防衛政務次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43401

ノ国防行政務次官に対する要望書

子来表
天砲衣

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記(赤色)

(4)

右
心
之

() 第 582 号

昭和 46 年 9 月 30 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



要人
首席事務官
総務
渉外課
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力夕夕
照会

(件名) 野呂防衛行政務次官に対する要請書の送付

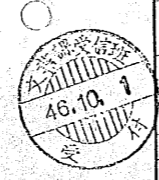
引用公・電信
日付・番号

9月24日付 往電第1021号に関する要請書1部

別添送付する

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：



野呂防衛庁政務次官に対する要請書

昭和46年9月

琉球政府

要請項目（目次）

	ページ
1 米軍基地と自衛隊の配備について	1
2 解放軍用地の地主に対する救済措置について	2
3 軍用地の接収について	3
4 対米請求権の措置について	4
5 軍雇用員の間接雇用制への移行について	5

1 米軍基地と自衛隊の配備について

沖縄県民は、かつての戦争体験、また戦後の米軍支配の中から、戦争に反対し、戦争につながる一切のものを否定しています。

したがって、県民は米軍基地の存在に反対し、日米安保条約に対しても反対の立場をとっており、沖縄が復帰するに当っては、この基地にまつわる不安が解消されることを念願しています。

かりに直ちにそれが全面的にかなえられないにしても、基地の様相が変つて、県民の不安が大幅に軽減されることを強く求めています。

しかるに、復帰後の米軍基地の整理縮小計画が明らかにされないばかりか、自衛隊の沖縄配備が計画されています。米軍の存在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖縄基地の強化とも受けとられ、また、米軍基地の肩代りに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の質的転換をもたらすと解されます。

したがって、自衛隊の沖縄配備は、諸外国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は軽減しないものと思われまます。このような理由から、自衛隊の沖縄配備には反対の立場を表明せざるをえませんので、慎重にご検討くださるよう要請いたします。

2 解放軍用地の地主に対する救済措置について

1961年7月1日以降1971年8月末日までに軍用地から解放された約480万坪におよぶ土地の大半は、米軍によつて形質変更されたままの状態に地主に返還され、今日まで復元補償もなされず、土地の境界も不明のまま放置されており、関係地主はこれらの土地を使用して収益をあげることもできず、多大の不便、不利益を蒙つている。

これらの損失補償については、関係地主や市町村軍用地地主会連合会から早期の実現方が強く要請されているにもかかわらず、従来、米合衆国政府は、講和条約第19条の請求権放棄をたてにこれを拒否してきたが、前記損失のうち復元補償については、返還協定第4条第3項によつて、復帰の際米合衆国政府において自発的支払いが行なわれることになつたが、その他の損失については、米合衆国政府による解決は望めない状況にある。これらの地主の蒙つた損失は、米合衆国政府の軍事基地政策に起因するものであり、本土政府が軍関係離職者に対して行なつた救済措置とまったく同様の視点から次の事項について特別の措置を講じていただきたい。

- (1) 解放時から復元補償がなされるまでの間、当該土地の年間地料相当額を支払うこと。
- (2) 当該土地の境界設定費を支給すること。

3 軍用地の接収について

本土政府は、特別立法によつて沖縄の軍用地の使用権を強制収用できる措置の検討をすすめていると報道されているが、これは本土と異なつた制度を沖縄に押しつけるものであり、本土並み返還という沖縄返還の基本原則に反するものである。また、このような立法措置は、戦後26年にわたり安い地料で強制的に土地の接収を余儀なくされてきた地主の権利を復帰後も引続き奪うものであり、地主をはじめ県民に不安と動揺を与え、社会混乱を招くことが明らかである。したがつて本土政府は、沖縄における軍用地の使用権の取得に当つては、強制収用の手段によることなく、あくまでも地主の意思を尊重するとともに、県民の立場にもご配慮のうえ慎重に対処されたい。

4 対米請求権の措置について

返還協定によつて放棄された対米請求権、即ち米合衆国政府が支払いおよび解決を予定していない諸補償要求については、第8次復帰対策要綱の中で、「実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とうたわれているが、これらの諸補償要求については、行政措置のみに委ねることなく、法的救済措置をとられるよう、ご配慮いただきたい。

5 軍雇用員の間接雇用制への移行について

沖縄における軍雇用員の直接雇用制は、種々雑多な特殊性を内包しているものであり、間接雇用制度への移行に当つては、労、使ともに直ちにはなじめないところから相当の困難と混乱を生来するものと予想されますので

- (1) 早急に準備体制がととのえられるようその促進方についてご配慮賜りたい。
- (2) 制度移行後の管理体制の整備については本土のそれとは全く異質と思われるほどの特異性に充分対応できるような機構、人員にしていきたい。
- (3) 制度の移行を円滑にし且つ、その実効をたかめるため関連行政全体の中で調和ある運用ができるようそれぞれの関連行政の立場からの対処策と体制作りについてもご配慮いただきますようお願いいたします。

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

事務連絡
46.9.28

9/29 才
(別局北才課)

各省庁担当官殿

沖縄・北米対策庁調査部
財政担当参事官
花岡 至三

「琉球政府の権利義務の承継」に関する法律
(案)1.について

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(案)
の第五章才一条「琉球政府の権利義務の承継」の項
につき、別紙のとおり、法制局)において才二議会を
終了しましたので、とりあえずお知らせいたします。

なお、条文(案)中の「権利義務」には、公法上の
許認可等に係るものは含まれないと解されてい
ますので念のため。

あって、この条文(案)に基づく政令において、貴省

庁の所管する特別会計に係る権利義務の承継
に限らず、関係事務・事業に係る権利義務の
承継についても洩れなく措置されるようお願い
いたします。

(琉球政府の権利義務の承継)

(法制局第二説会終了)

第五章 第一条 この法律の施行の際、琉球政府が有する権利義務は、別に法律に定めのあるものを除き、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その時において、政令で定めるところにより、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

別紙1

野呂防衛庁政務次官に対する要請書

昭和46年9月

琉球政府

要請項目（目次）

	ページ
1 米軍基地と自衛隊の配備について	1
2 解放軍用地の地主に対する救済措置について	2
3 軍用地の接収について	3
4 対米請求権の措置について	4
5 軍雇用員の間接雇用制への移行について	5

1 米軍基地と自衛隊の配備について

沖縄県民は、かつての戦争体験、また戦後の米軍支配の中から、戦争に反対し、戦争につながる一切のものを否定しています。

したがって、県民は米軍基地の存在に反対し、日米安保条約に対しても反対の立場をとっており、沖縄が復帰するに当っては、この基地にまつわる不安が解消されることを念願しています。

かりに直ちにそれが全面的にかなえられないにしても、基地の様相が変つて、県民の不安が大幅に軽減されることを強く求めています。

しかるに、復帰後の米軍基地の整理縮小計画が明らかにされないばかりか、自衛隊の沖縄配備が計画されています。米軍の存在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖縄基地の強化とも受けとられ、また、米軍基地の肩代りに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の質的転換をもたらすと解されます。

したがって、自衛隊の沖縄配備は、諸外国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は軽減しないものと思われます。このような理由から、自衛隊の沖縄配備には反対の立場を表明せざるをえませんので慎重にご検討くださるよう要請いたします。

2 解放軍用地の地主に対する救済措置について

1961年7月1日以降1971年8月末日までに軍用地から解放された約480万坪におよぶ土地の大半は、米軍によつて形質変更されたままの状態に地主に返還され、今日まで復元補償もなされず、土地の境界も不明のまま放置されており、関係地主はこれらの土地を使用して収益をあげることもできず、多大の不便、不利益を蒙っている。

○ これらの損失補償については、関係地主や市町村軍用地地主会連合会から早期の実現方が強く要請されているにもかかわらず、従来、米合衆国政府は、講和条約第19条の請求権放棄をたてにこれを拒否してきたが、前記損失のうち復元補償については、返還協定第4条第3項によつて、復帰の際米合衆国政府において自発的支払いが行なわれることになつたが、その他の損失については、米合衆国政府による解決は望めない状況にある。これらの地主の蒙つた損失は、米合衆国政府の軍事基地政策に起因するものであり、本土政府が軍関係離職者に対して行なつた救済措置とまったく同様の観点から次の事項について特別の措置を講じていただきたい。

- (1) 解放時から復元補償がなされるまでの間、当該土地の年間地料相当額を支払うこと。
- (2) 当該土地の境界設定費を支給すること。

3 軍用地の接収について

本土政府は、特別立法によつて沖縄の軍用地の使用権を強制収用できる措置の検討をすすめていると報道されているが、これは本土と異なつた制度を沖縄に押しつけるものであり、本土並み返還という沖縄返還の基本原則に反するものである。また、このような立法措置は、戦後26年にわたり安い地料で強制的に土地の接収を余儀なくされてきた地主の権利を復帰後も引続き奪うものであり、地主をはじめ県民に不安と動揺を与え、社会混乱を招くことが明らかである。したがつて本土政府は、沖縄における軍用地の使用権の取得に当つては、強制収用の手段によることなく、あくまでも地主の意思を尊重するとともに、県民の立場にもご配慮のうえ慎重に対処されたい。

4 対米請求権の措置について

返還協定によつて放棄された対米請求権、即ち米合衆国政府が支払いおよび解決を予定していない諸補償要求については、第3次復帰対策要綱の中で、「実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とうたわれているが、これらの諸補償要求については、行政措置のみに委ねることなく、法的救済措置をとられるよう、ご配慮いただきたい。

5 軍雇用員の間接雇用制への移行について

沖縄における軍雇用員の直接雇用制は、種々雑多な特殊性を内包しているものであり、間接雇用制度への移行に当たっては、労使ともに直ちにはなじめないところから相当の困難と混乱を生来するものと予想されますので

- (1) 早急に準備体制がととのえられるようその促進方についてご配慮賜りたい。
- (2) 制度移行後の管理体制の整備については本土のそれとは全く異質と思われるほどの特異性に充分対応できるような機構、人員にしてください。
- (3) 制度の移行を円滑にし且つ、その実効をたかめるため関連行政全体の中で調和ある運用ができるようそれぞれの関連行政の立場からの対処策と体制作りについてもご配慮いただきますようお願いいたします。

沖縄における公用地等の許可使用に関する法律案について

琉球政府は、これまで本土政府が特別立法によつて、沖縄の軍用地の使用権を強制収用できる措置をとることに反対し、このような措置は、本土と異つた制度を沖縄に押しつけるものであり、本土並返還という沖縄返還の基本原則にも反するものであるから、沖縄における軍用地の使用権の取得に當つては、強制収用の手段によることなく、あくまでも地主の意思を尊重するとともに、県民の立入にもて配慮のうえ慎重に対処されたいと、機会あるごとに本土政府の関係要路に主張陳述してきた。しかるに、前記法律案は、アメリカ合衆国軍隊の用に供されている土地又は工作物のほか、自衛隊の用に供する土地又は工作物等についても、5年間の暫定使用を認める特別措置を骨子とするものであり、次のような問題点を包含するものであつて、誠に遺憾である。

よつて、琉球政府は、前記法案の制定に反対する。

問題点

1 この法律は、強力を強制収用法である。

あらかじめ、国の一方的、強制的な土地又は工作物の使用権取得が可能であり、所有者や関係人の意思が尊重されるおそれがある。

2 この法律は、沖縄県民を本土國民と差別するものである。

5年間を一方的、強制的に土地の使用ができることになつていて、土地収用法及び地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の6ヶ月の暫定期間と権限を失し、明らかに沖縄県民を差別するものである。

3 この法律は、5年後期間延長される可能性がある。

土地収用法や地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法により國が土地又は工作物について権限を取得するためには、土地の特定(土地の所在、地番、地目、地積等の表示)を要するが、沖縄の地籍整備が5年以内に完了しないときは、期間延長が考えられる。

4 この法律は、適用範囲に疑義がある。

沖縄において現在アメリカ合衆国軍隊の用に供されている土地又は工作物で、復員後返還協定によつて施設及び区域として提供されるもの以外の施設及び区域(たとえば伊波城観光ホテル等)も第2条第1項に含まれる可能性があつて、適用範囲が不明確である。

5 自衛隊のための特別措置は問題である。

自衛隊は、自衛隊法第105条により防衛出動の場合以外は土地等の使用が制限されており、現に沖縄に配備されているアメリカ合衆国軍隊と同列に取扱ふことはできない。

6. 水道公社や電力公社まで与える必要はない。

なお、水道公社や電力公社の土地の強制収用は、それぞれ土地収用法第3条第18号及び第17号によって行われており、水道や電力等の公共の利益となる業務に關しては、土地収用法の一般原則に委ねることと十分である。

7. 第3条第5項の公示は問題である。

土地又は工作物の管定使用にあつて、所有者ごとに土地の所在、種類及び数量等を通知することは、権利取得するための最低限度の法律的要求であり、単に「当該土地の区域のみを通知すること及び政令の定める通知すべき事項の公示のみで処理するのは問題である。

8. 土地又は工作物の使用に伴う損失の賠償にも問題がある。

土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失の補償額（地代、借賃等）を払い渡さなければならないが（第3条第4項）、予算の制約等により所有者や関係人の意思に反する損失補償額が支払われるおそれがある。

憲法及び法律上の問題点

1. 管定使用期間が5年の長期にわたるといふこと

イ、私権に対する土地又は工作物を5年の長期にわたり、一方的な法の強制により使用することは、實質的には土地等の使用制限であり、合理的な理由を付したにせよ私権に対する重大な制限であつて、憲法第29条で保障された財産権を侵すものである。

ロ、地位固定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法では、法で管定使用できる期間は最大限6ヶ月であり、またその他、他人の土地等を強制使用するためには、土地収用法及びこれに準ずる手続さがとられている。

しかるに、管定の土地等については、5年の長期にわたり、かつ正当な法的手続をとらず一方的に強制使用することは、神祕地位に対する差別を強いるものであり、法の下での平等を規定した憲法第14条に違反するものである。

2. 自衛隊が土地等を強制使用することについて

イ、土地等の強制収用使用等ができるのは、憲法第29条の公共の用に供する場合のみであり、公共の用に供するに際し何であるかは、土地収用法に規定されている。

ところが、自衛隊の配備は、憲法第29条でいう公共の用に供する場合にも該当せず、土地収用法で規定する公共の用に供となる事業にも該当しないのであるから、自衛隊配備

のために土地等を強制私用することは、民法第209条に違反し、また土地収用法にも違反するものであつて許されない。

甲、自衛隊が他人の土地等を強制使用できるのは、自衛隊法第103条の防衛出動の場合だけである。防衛出動でない自衛隊配備のための強制使用をしようとする本暫定措置法の制定は許されない。

乙、自衛隊が他人の土地等を強制使用できるのは、所有者等の任意による使用についての同意がある場合のみであつて、自衛隊の意思を強するまでもなく、自衛隊配備のために土地等を強制使用するための本暫定措置法の制定は許されない。

女王侍降課長

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

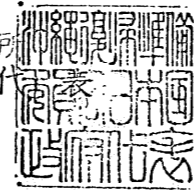
北米一課長

米行等
手紙 () 第 650 号

昭和 46 年 10 月 21 日

外務大臣殿

準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

野呂防衛政務次官一行訪沖関係記事

引用公・電信
日付・番号

標記に關し、10月21日朝刊までの地衣紙
関係記事を別添4部送付する。

付函添付 付函空便 (行) 付函空便 (DP) 付函船便 (貨) 付函船便 (頭)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

在外公館

- 総務
- 渉務
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力ナ夕
- 局庶務



JDA. O. C. I. A. D. H. A. A. 5 郵中形 (付)

野呂政務次官が来沖
防衛省の野呂政務次官が、19日午後、本島に到着した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。

野呂次官きょう来沖 10月20日—防衛庁— 公用地法案で地元説得

【本島通信】防衛省の野呂政務次官が、19日午後、本島に到着した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。

19日夕刊

20日朝刊

野呂政務次官が来沖
「強制取用法」で協力求める
野呂政務次官が、19日午後、本島に到着した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。

地主への 説明急ぐ

防衛施設局
防衛施設局は、19日午後、本島に到着した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。

基地提供で協力要請

野呂政務次官が来沖
防衛省の野呂政務次官が、19日午後、本島に到着した。野呂氏は、防衛省の防衛施設局長官に就任したばかりで、本島に到着後、防衛施設局の施設整備の促進に努むる意向を示した。



20日夕刊

10月21日 (朝刊) (不文より同記事)

記者の足音
 ○二十日 午後九時、東京市有明町に於いて、東京新聞記者会主催の「東京新聞記者会創立二十周年記念大会」が開かれた。出席者は、東京新聞記者会会長、各新聞社代表、関係者等、約五百名に達した。会場は、有明町にある東京新聞記者会会館に設けられた。開会式は、午後九時開始。まず、東京新聞記者会会長が、創立二十周年を記念して、各界の諸君に御礼の言葉を述べた。続いて、関係者による祝詞が述べられた。その後、東京新聞記者会代表による報告が行われた。報告では、創立二十年来の経緯や、現在の活動状況が詳しく述べられた。最後に、東京新聞記者会会長による閉会式が行われた。大会は、大いに盛り上がった。

○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会
 ○東京新聞記者会創立二十周年記念大会

公用地法を以て地方行政機関見解

【法務省見解】
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解
 ○公用地法を以て地方行政機関見解

記者の足音
 ○二十日 午後九時、東京市有明町に於いて、東京新聞記者会主催の「東京新聞記者会創立二十周年記念大会」が開かれた。出席者は、東京新聞記者会会長、各新聞社代表、関係者等、約五百名に達した。会場は、有明町にある東京新聞記者会会館に設けられた。開会式は、午後九時開始。まず、東京新聞記者会会長が、創立二十周年を記念して、各界の諸君に御礼の言葉を述べた。続いて、関係者による祝詞が述べられた。その後、東京新聞記者会代表による報告が行われた。報告では、創立二十年来の経緯や、現在の活動状況が詳しく述べられた。最後に、東京新聞記者会会長による閉会式が行われた。大会は、大いに盛り上がった。